

令和5年9月25日

お客さま各位

特殊詐欺被害の防止に向けたATM取引制限について

当組合では、特殊詐欺（盗難カード、還付金詐欺など）の犯罪グループの手口が巧妙化し、被害が多発している状況にあることや、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取り組み要請も踏まえ、下記のとおり、一部のお客さまのATMでのお取引を制限させていただくことといたしました。

本県においても犯罪グループがATM操作に不慣れなお客さまをATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなどの被害が多発しており、ますます拡大していくことが懸念されています。

対象となるお客さまにはご不便をお掛け致しますが、「お客さまの大切な財産をお守りするため」の対応でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

【振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
65歳以上	過去1年間ATMでカード振込をしていない口座	0円

【出金・振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
70歳以上	過去1年間ATMで20万円を超える出金取引※をしていない口座 ※現金出金、振替出金、振込出金	20万円

※既に利用を制限させていただいているお客さまについても、引き続き制限の対象となります。

2. 制限開始時期

令和5年10月27日（金）

	令和4年	令和5年
判定期間	← 制限適用の判定期間 →	
制限適用日	7/1	6/30 10/27 ●

※制限判定期間で実績を判定し、10月27日に制限を適用するまでにタイムラグが発生することにご留意ください。

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、通帳、お届け印及びご本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参の上、制限適用後にお取引のあるJA窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

とぴあ浜松農業協同組合

電話：053-476-3121

